

瀬戸市こども若者家庭センター条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 4 号

瀬戸市こども若者家庭センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市こども若者家庭センター条例（令和 6 年瀬戸市条例第 3 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの役割)

第 2 条 瀬戸市こども若者家庭センターは、次に掲げる役割を有する。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2 に規定するこども家庭センター
- (2) 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 2 2 条に規定するこども家庭センター
- (3) 児童福祉法第 2 5 条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関
- (4) 子ども・若者育成支援推進法（平成 2 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 条に規定する子ども・若者総合相談センター
- (5) 子ども・若者育成支援推進法第 2 1 条に規定する子ども・若者支援調整機関

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市子ども・若者センター条例施行規則の廃止)

- 2 瀬戸市子ども・若者センター条例施行規則（令和３年瀬戸市規則第１２号）は、廃止する。

(瀬戸市福祉事務所規則の一部改正)

- 3 瀬戸市福祉事務所規則（平成３０年瀬戸市規則第１１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第３条 福祉事務所の事務を分掌させるため、次の課及びセンターを置く。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>こども若者家庭センター</u> (職員) 第５条 <省略> ２ 福祉事務所の課に、課長及び必要な職員を置き、 <u>こども若者家庭センター</u> にセンター長及び必要な職員を置く。 第６条 <省略> ２ 課長及びセンター長は、瀬戸市行政組織規則（平成１７年瀬戸市規則第３９号）に規定する機関のうち、次に掲げる機関の課長又は公所長の職にある者をもって充てる。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>こども若者家庭センター</u> ３ <省略> (職務) 第７条 <省略> ２ <省略> ３ センター長は、上司の命を受け、 <u>こども若者家庭センター</u> の事務を掌理し、所属の職員を指	(組織) 第３条 福祉事務所の事務を分掌させるため、次の課及びセンターを置く。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>子ども・若者センター</u> (職員) 第５条 <省略> ２ 福祉事務所の課に、課長及び必要な職員を置き、 <u>子ども・若者センター</u> にセンター長及び必要な職員を置く。 第６条 <省略> ２ 課長及びセンター長は、瀬戸市行政組織規則（平成１７年瀬戸市規則第３９号）に規定する機関のうち、次に掲げる機関の課長又は公所長の職にある者をもって充てる。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>子ども・若者センター</u> ３ <省略> (職務) 第７条 <省略> ２ <省略> ３ センター長は、上司の命を受け、 <u>子ども・若者センター</u> の事務を掌理する。

揮監督する。			
別表（第４条関係）		別表（第４条関係）	
課及びセンター	事務分掌	課及びセンター	事務分掌
<省略>		<省略>	
こども若者家庭センタ 二	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第８条の３（同法第２８条の２において準用する場合を含む。）に規定する自立支援に關すること。 2 委任規則第３条第２号、第３号及び第８号に掲げる事務に關すること。	子ども・若者センター	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第８条の３（同法第２８条の２において準用する場合を含む。）に規定する自立支援に關すること。 2 委任規則第３条第２号、第３号及び第８号に掲げる事務に關すること。

（瀬戸市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部改正）

４ 瀬戸市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（令和６年瀬戸市規則第３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第６条 条例第９条第３項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 市長の事務部局の特定管理監督職群 瀬戸市行政組織規則（平成１７年瀬戸市規則第３９号）に定める支所の支所長、クリーンセンターの所長、児童発達支援センターのセンター長、副センター長、園長及び室長、浄化センター管理事務所の所長、ノベルティ・こど	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第６条 条例第９条第３項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) 市長の事務部局の特定管理監督職群 瀬戸市行政組織規則（平成１７年瀬戸市規則第３９号）に定める支所の支所長、クリーンセンターの所長、児童発達支援センターのセンター長、副センター長、園長及び室長、浄化センター管理事務所の所長、ノベルティ・こど

も創造館の館長、瀬戸市美術館の館長、瀬戸蔵ミュージアムの館長、斎苑の苑長、資源リサイクルセンターの所長、市民サービスセンターの所長、交通児童遊園の園長、せとっ子ファミリー交流館の館長、<u>こども若者家庭センター</u>のセンター長及び副センター長並びに保育所の統括園長及び園長 (2) <省略>	も創造館の館長、瀬戸市美術館の館長、瀬戸蔵ミュージアムの館長、斎苑の苑長、資源リサイクルセンターの所長、市民サービスセンターの所長、交通児童遊園の園長、せとっ子ファミリー交流館の館長、<u>子ども・若者センター</u>のセンター長並びに保育所の統括園長及び園長 (2) <省略>
--	---